

申立書

年 月 日

斑鳩町長 様

所有者 住所 _____

氏名 (※) _____

※自署または記名押印にてご記入ください。

このたび、私が【 建築・取得 】しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地 _____ 奈良県生駒郡斑鳩町

家屋番号 _____

2 家屋の住居表示 _____ 奈良県生駒郡斑鳩町

3 入居予定年月日 _____ 年 月 日

4 現在の家屋の処分方法等 (該当するものに○印)

ア 現住家屋を売却する。

イ 現住家屋を賃貸する。

ウ 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等で契約を解除し明け渡す。

エ 現住家屋に親族が居住する。

オ 未定

カ その他 (_____)

5 入居が登記の後になる理由 (該当するものに○印)

ア 資金調達上抵当権設定を急ぐため。

イ その他 (_____)

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

申立書の提出にあたって

※ 現住家屋の処分方法等については、次のような書類を添付してください。

(1) 現住家屋を売却する場合

売買契約（予約）書、媒介契約書等売却することを証する書類

(2) 現住家屋を賃貸する場合

賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等賃貸することを証する書類

(3) 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合

賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等申請者の所有でないことを証する書類

(4) その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等

親族の申立書等、現住家屋が今後申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類

(5) 未定の場合

入居が登記の後になることを疎明する次のような書類

① 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等登記を入居の後に遅らせることのできない場合

金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し

② 前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等止むを得ない事情により登記までに入居できない場合

前住人と申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等止むを得ない事情を明らかにする書類